

愛知学泉大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、愛知学泉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学の基本理念及び使命・目的は、適切に定められ、学園要覧、大学案内、大学要覧、シラバス、広報誌及びホームページなどを通じて広く周知され、オリエンテーションでの学長講話や、1 年次生対象の必修基礎演習においても理解の徹底が図られている。

教育研究組織として、3 学部 3 学科と研究所が設置され、意思決定機関として、理事会、教授会などが機能しており、相互の適切な関連性が維持されている。教養教育は組織的に取組まれており、意思決定システムも大過なく機能している。

建学の精神・理念に基づく教育目的が設定され、教育課程や教育方法に反映されている。教育課程は、特色あるカリキュラムが編成されており、少人数教育を行っている。各教員が「授業改善報告書」を提出するなどして教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

アドミッションポリシーの明確化及び適切な運用、学生支援体制の整備及び適切な運用などは、いずれも良好に機能している。就職・進学支援としてキャリア教育が充実しており、その成果として管理栄養士国家試験における高い合格実績は評価に値する。

教育課程を遂行するために必要な教員数は、大学設置基準を満たしており、教員の採用・昇任については規程が整備されている。教育担当時間は、特定の教員に負担が偏らないように配慮されている。教員の資質向上に向けた活動も活発に企画・実施されている。

職員の採用・昇任・異動は適切に機能しており、資質・能力向上のために研修制度を整備している。事務局を 2 つの学舎に配置して教育研究支援を行い、事務局長及び事務長が、「大学・短大管理運営者会議」などに参画して、教員と職員の連携を図っている。

大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制などは適切であり、私立学校の公共性と社会的責任を自覚した役割を果たしている。管理部門と教学部門の意思疎通は組織的に確立されており、自己点検・評価も規程に基づいて実施している。

予算、決算、財務情報の公開などは適切であり、教育研究上の目的を達成するために必要な財務状況は維持されている。しかし、法人全体では人件費支出が学生生徒等納付金を上回っており、財務の弾力性を確保するためにも改善が望まれる部分も残っている。

校地・校舎は、豊田・岡崎学舎ともに大学設置基準を満たし、図書館、情報施設などの教育研究施設の整備だけでなく、オーケストラホールの開設などアメニティ向上に努めて

いる。耐震対応はほぼ完了しているが、バリアフリー化については今後の整備が望まれる。

教育研究上の成果として、地域企業や地域団体と連携し、地元産業に貢献するなど、さまざまな活動を創出しており、地域社会との優れた連携が適切に実施されている。

組織倫理、危機管理、広報活動などは、概ね問題なく機能している。大学が社会的存在として役割を果たすという責務は、十分に理解されている。

現状では定員未充足の学部があり、経営健全化に向けて積極的な取組みが期待される。ただし、定員の未充足が必ずしも教育の質の低下を意味する訳ではない。むしろ、評価の重要な指標である学生、保護者、卒業生などの満足度は高く、学生を少人数で丁寧に指導するなど優れた学習支援活動が実現されている学び舎であることが証明された。大学を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、その存在意義が問われる中で、更なる発展に向けた適切な内部変革や経営目標の設定などの組織的努力を真摯に継続されるよう期待する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

基本理念及び使命・目的は適切に定められて明文化され、広く周知されるべく努力がなされている。具体的には、学則、学園要覧、大学案内、大学要覧、広報誌及びホームページなどを通じて、建学の精神である「真心・努力・奉仕・感謝」が周知されている。また、建学の理念である「庶民性と先見性」も、メッセージとして広く伝える努力がなされている。また、全学生に対するオリエンテーションでの学長講話や、1 年次生対象の必修基礎演習において、大学の建学の精神・理念についての理解の徹底が図られている。更には、シラバスにおいても、大学の使命・目標、各学科・専攻の教育目標が記載されており、これをホームページに公表して学外からの閲覧を可能にするなどの努力がなされている。学生のみならず、教職員はじめ保護者など、大学のステークホルダーに対する高い意識を持ち、それぞれの役割を認識し、真摯に向合う姿勢は高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育の基本的な組織は、3 学部 3 学科であり、大学附置機関として研究所（ライフスタイル研究所、経営研究所、コミュニティ政策研究所）が設置されている。意思決定に関わる機関として、理事会、大学・短大管理運営者会議、運営委員会、教授会、各種委員会が

機能しており、各組織相互の適切な関連性が維持されている。また、教育研究上の目的を各学科、専攻に至るまで明確にしている。

人間形成のための教養教育では、各学部の学部長と学部教務委員長を責任者として、学部教務委員会及び学部カリキュラム委員会を設置している。独自の教育プログラム「無限の可能性」の開発は、社会人基礎力を中心とした教養教育の取組みとして評価できる。

経営学部とコミュニティ政策学部を改組して、平成 23(2011)年度より現代マネジメント学部の開設を計画するなど、教育内容の現代化に即した積極的な組織改変と運営に努めている。また家政学部においては、各種免許・資格の取得に必要な「栄養士法施行規則」「児童福祉法施行規則」の要件を満たしており、学生のニーズに対応している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部ごとに、建学の精神・理念に基づいた教育目標を設定して、各学部の学生便覧などを通じて学生に周知徹底を図っている。

教育課程の編成は、体系的かつ適切に特色あるカリキュラムが工夫されており、単位の認定、進級及び卒業要件などについても適切に定められ、学部ごとに「キャンパスライフ」「学習のてびき」「シラバス」などで学生に明示されている。

また、学生個々の意欲や目標を引き出すための少人数教育が行われ、学生や企業の意見を授業改善に反映させている。更に、PBL(Project/Problem Based Learning)を取入れて社会人基礎力育成を図るなど授業の改善工夫にも熱心であり、教育の質の保証にも留意している。各教員がそれぞれの教育の成果を「授業改善報告書」にまとめ、年度ごとに報告するなどの努力についても評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の理念である「庶民性と先見性」を前提に各学部が教育目標を定め、アドミッションポリシーに反映されている。入試ガイドには、入試種別ごとにアドミッションポリシーが明記され、受験生に明確に伝えようとする努力がなされており、その方針に基づいた入学者選抜が実施されている。家政学部については入学者が増加傾向にあり、定員を充足している。現状で、定員を充足していない経営学部・コミュニティ政策学部に関しては、社会変化を見据えた改組を図っており、定員充足への努力が図られている。

教育プログラム「無限の可能性」に基づき、学習支援・就職支援に取り組んでおり、国家

試験対策支援などカリキュラム外でも学習支援体制が確立されている。また、成績評価に対する学生の疑問に答えるため「成績評価疑問調査書」など独自の取組みも行っている。

学生サービスでは、キャンパスアメニティへの配慮が充実しており、カフェテリアの工夫や課外活動支援の充実など豊かなキャンパスライフに向けた支援を行っている。

就職・進学支援では、キャリア教育に力を入れており、カリキュラムの中に積極的に取込むなど、学生が自己のキャリアデザインについて考えることができる体制が整備されている。その成果として、就職希望率、内定率はともに高く、管理栄養士などの国家資格取得者も多い。創意工夫を積重ねながら、更なる発展に向けての努力が認められる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するための必要な教員数は、大学設置基準で求められている専任教員数及び教授数を満たすとともに、学生がその専攻課程で諸資格を取得するために必要な専門教員についても充足している。専任教員の年齢構成は、学部によっては高齢者の割合が高くなっており、今後の採用計画などで配慮が望まれる。

教員の採用は、公募を原則として「教員選考基準」に則って行われ、「学生の可能性を伸ばす教育力」などの判断基準をもとに、内定者を絞り審査教授会に諮った後、理事会で決定している。教員の昇任は「教員昇任規程」に則って行われ、「教育職員の資格に関する基準（愛知学泉大学）」をもとに審査し、昇任原案を審査教授会に諮って理事会で決定するなど適切に行われている。

教育担当時間については、責任担当基準を職位に関係なく週 14 時間と定めており、一部にその時間数を超える負担が認められるが、全体として特定の教員への負担が著しく偏ることのないように配慮されている。

教育研究活動を活発にする取組みについては、教員が年度ごとに教育研究活動結果を総括し、次年度に生かしていくなど改善に熱意が認められる。FD(Faculty Development)活動も活発に企画・実施されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

学舎は、豊田学舎と岡崎学舎に分かれているが、「学校法人安城学園管理規程」の事務分掌に基づき業務の目的に応じて必要な職員を配置している。

職員の採用は、「学校法人安城学園勤務規程」に基づき行われている。昇任・異動に関す

る規程はないが、本人の経験や能力及び適性を勘案して人事委員会で協議し、理事長が決定している。

職員の資質・能力向上については、内部研修として学園独自の「学園報告討論会」「職員研修」「幹部研修会」などの制度を整備している。また、外部研修にも積極的に参加しており、適切かつ効果的な研修が実施されている。

事務局の体制は、建学の精神の実現を目的に「学生支援と教育研究支援」を掲げ、2つのキャンパスに事務局を配置し、総務・教務・学生・就職・入試の各分野にわたって教育研究支援に当たっている。事務局長及び事務長が、「大学・短大管理運営者会議」「学部運営委員会」のメンバーとして会議に参画することで、教員と職員の連携を図っている。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

理事会、評議員会及び監事は、私立学校法及び寄附行為に定められた職責並びに私立学校の公共性とこれに伴う社会的責任を自覚して、それぞれに課せられた役割を果たしている。

法人と大学との連携は、組織的体制として概ね確立されている。各種委員会、教授会、「大学・短大管理運営者会議」などを通して教学部門の意見が十分にくみ取られて管理部門に伝わっており、また、管理部門の意思も教学部門に円滑に浸透するなど、両者の意思疎通は適切になされている。

自己点検・評価については、抽出された諸問題点について改善のための中長期目標計画を作成するなど工夫して、具体的な成果につなげていくよう今後とも継続的な努力が望まれる。

今後の課題として、監事監査機能のなお一層の充実、理事会開催回数の見直しなどの検討も加えて、大学及び設置者の更なる管理運営体制強化につなげていくことが期待される。

大学・設置者の管理運営、管理部門と教学部門の連携、自己点検・評価など、総じて関係法令並びに寄附行為を遵守している。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

予算、決算、財務情報の公開などは行われており、教育研究上の目的を達成するために必要な財務基盤も維持されている。収支の経年推移では、今後検討すべき課題も推察され、改めて財務の点検を詳細に行い、更に安定した財務体質の実現を期待する。

会計処理については、適正に行われているが、公認会計士監査、監事監査に加えて、内

部監査制度の確立により万全を期すことが望ましい。

財務情報の公開は行われているが、事務局での閲覧と法人ホームページでの掲載、大学刊行物での限定的な記載にとどまっている。大学ステークホルダー（利害関係者）の利便を考慮して、大学ホームページの活用など掲載場所やその内容において、更なる検討が望まれる。

外部資金の獲得については、大学の積極的な姿勢が看取でき、今後の成果が期待される。ただし、科学研究費補助金については、申請が皆無の学部もあることなどから、全学的な取組みが望まれる。

このように一部に工夫の余地はあるものの、財政基盤、会計処理、財務情報公開、外部資金の導入など概ね適切な財務運営がなされている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

学舎は、豊田市（経営学部・コミュニティ政策学部）と岡崎市（家政学部・短期大学共用）の 2 市に分かれている。両学舎の校地・校舎は、大学設置基準を満たし、教育研究の目的を達成するために必要な施設設備として適切である。

図書館は、両学舎共通の図書館システムを導入し、利用者サービスの向上を図っている。体育施設は、両学舎とも課外活動に留意して各種の運動種目に対応できるよう整備されている。情報施設、食堂、寮、駐車場・駐輪場なども整備され、有効に活用されている。耐震対応に関しては、一部耐震診断中の建物もあるが、ほぼ対応は完了している。バリアフリー化については、年次計画を立てて整備していくことが望まれる。

施設設備のメンテナンスは、契約業者によって適宜実施されている。避難訓練や消火訓練も定期的にも実施している。

豊田学舎では、「豊田学舎活性化プロジェクト」に基づき、「居場所づくり」の構築に努力している。岡崎学舎では、平成 19(2007)年度に駐車場、テニスコート、オーケストラホール、食堂、図書館の整備を行うなどアメニティ向上に努めている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の持つ人的・物的資源を積極的に幅広く地域社会に提供し貢献を行っている。岡崎学舎では、市内 4 大学と共同企画する公開講座、豊田学舎では、とよた市民活動センターと協同で「とよた NPO 大学」講座を開講している。大学独自の取組みとしては、バスケ

ットクリニック、サッカーイベント、テニス教室の開催、オーケストラ部の訪問演奏などを行っている。また、複数の教職員が、県や市の各種審議会・委員会・公開講座に参画している。

地元の産業界や地方公共団体との関係では、東海3県の小学校・中学校・高等学校の家庭科の教員を対象にした「家庭科教員支援セミナー」の開催、自治体職員を対象にした公開授業、コンビニエンスストアと提携したコンビニ弁当開発や店舗のマーケティング調査、安城中央商店街連盟との「健康と地産地消」をテーマにした「ヘルシー弁当」の開発など、地元の産業界や地方公共団体と適切な協力関係を積極的に構築している。

なお、平成21(2009)年度経済産業省主催「社会人基礎力育成グランプリ」において、「ヘルシー弁当」が特別奨励賞「アカデミック賞」を受賞しており、社会連携の取組みの一つの成果が表れている。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

組織倫理における法令遵守に関しては「学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程」、重要情報管理に関しては「個人情報の保護と活用に関する規程」、ハラスメント防止に関しては「セクシャル・ハラスメント防止等のガイドライン」が定められ、社会的機関として必要な組織倫理が規定されており、社会的存在としての大学の責務は果たされている。

ただし、人権やその他倫理規程は、勤務規程の一部条項で「服務規律」として既定するのみであるため、今後組織倫理全般に対応する内容に向けての更なる整備を期待したい。また、その実施状況を審査するための内部監査制度の創設など組織ガバナンスの強化に向けて、具体的な指針の形成が求められる。

危機管理体制においては、災害発生時の対応が毎年学生に説明されており、またその内容は「キャンパスライフ」に記載され、学生マニュアルとして有効に活用されているなど、大学の安全に対する体制は整備され適切に機能している。

大学の教育研究成果の広報は、大学の研究成果から学生の学習成果に至るまで実施されており、その結果、地元行政や企業など地域からの信頼も深まり社会的責務は十分に果たされている。

